

第6回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会 都市調和部会 議事録

- ◆ **開催日時** 平成26年8月25日(月) 18:30 ~ 20:00
- ◆ **開催場所** 登別市役所 第1委員会室
- ◆ **出席部会員**
 - 部会長 長部 正之
 - 副部会長 西尾 拓也
 - 部会員 荒川 昌伸
 - 谷崎 博美
 - 中川 信市
 - 林田 康光
 - 山谷 桂司(市庁内検討委員会 部会長)
 - 【都市整備部次長】
 - 宮崎 修(市庁内検討委員会 副部会長)
 - 【都市計画・公園グループ総括主幹】
- ◆ **事務局** 沼田 久人【総務部企画調整グループ総括主幹】
打田 知之【総務部企画調整グループ主査】
- ◆ **議題** 地域景観の形成について

(部会長)

今回は第4章の第1節の施策の2番目「地域景観の形成」について「登別市景観とみどりの条例」にかかる提言書について説明いただき、次回までに内容を一読してくるところで終わっています。

(事務局)

今日は、条例案を読んでいただいたうえで、どういった印象をもたれたのかですとか、この真意を組んで基本計画にはどのように表現することがよいのかなどをご議論いただくことにしています。

(部会長)

皆さんが一読いただいたことと思いますが、提言書を読まれての率直な感想をいただければと思います。

(部会員)

提言書のとおりのもとなれば素晴らしい景観づくりが進められるのではないかと感じましたが、実際にはなかなか難しいものなのかなとも感じました。

(部会員)

根本の精神は盛り込まれているんだろうなということとベースとなる部分がしっかりと書かれている印象を持ちました。

たとえば、自然を利活用する、保全をする、つくり育てるといったことが全項目に盛り込まれていましたよね。

これを実行していくことは、結構大変なことではないかなと感じています。

(部会員)

良くできていると思いますが、景観指定などをする場合には所有者の同意を得なければなりませんとか、維持管理のことについてはどこまでできるものなのかなどの整理がさせないままでスタートさせて良いものなのかという疑問を持ったところですが、提言書のとおり実現されれば大変良いものだと感じています。

(部会員)

提言書としてはよくまとまっていて、緑の条例と景観の条例を合わせたたいへん大きく捉えた条例だなと考えています。

大切なことは、行政の役割と市民の役割としてどれだけ景観条例を理解して取り組むのかということで、私としては市民の団体を作って啓発をするということにするとよいのではないかと考えています。

要するに実施体制の構築と予算が大切なのではないかと感じたところです。

(部会長)

私は読ませていただいて、緑の保全については思いが通じるなというところがあります。が、在来生物の保全ということは謳われていますが、外来生物の駆逐については書かれているものが無かったように感じました。

(部会長)

これらの感想を踏まえて、基本計画の施策の基本的な方向を、向こう10年ということで考えていかなければならないのですけれども。

(事務局)

市として条例案をいただいてからの市の考え方や、今の段階での今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。

(庁内検討部会副部長)

市では庁内検討会議を立ち上げまして、提言についての問題や課題、各種計画との齟齬

が無いかなど、さまざまな視点から見直していくことを進めています。

先日第1回目の会議を行ったのですが、早々に部会員の方から頂いたことと同じような指摘もありました。今後の管理ですとか予算の問題ですとか。

まだ、初回ですのであまり多くの意見を聞き取ることはできなかったのですが、2回目に向けて各部署から、さまざまな意見をいただこうとしているところです。

その中でも、条例に対して施行するための規則を整備しなければ市民意見もいただけないのではないかという意見もありまして、そういったことも精査しますと結構な時間を要するのではないかと思います、本来は来年の4月からの施行を目指すところではありますが、6月の議会に諮りまして施行していきたいと考えています。

(部会員)

今回初めてこういった条例を制定するのですか

(庁内検討部会副会長)

これまでこういった条例は、いままでありませんでしたが、景観形成基本計画ですとかそういった計画は策定しています。

(部会員)

今回初めて制定するのであれば、時間をかけて良く精査した方がよいと思います。

(事務局)

ということで、第3期基本計画が始まる少し前に、この条例がスタートすることとなりますので、基本計画については条例がスタートした前提での書き方となると思われます。

(部会員)

感想について補足なのですが、種の保全ですとか生態系の保全ということがあると思うのですが、種の保全について「ジンバンク」というものがあるんですよ。

遺伝子的な資源という意味で、必要になってくると思うんです。

(庁内検討部会副会長)

遺伝子の関係までは、市民会議の中では聞かれなかった部分ですね。

(部会長)

事務局から指摘されたとおり、この条例はすでに施行されているであろうという前提で第3期の基本計画は施策等について確認していけばよいということになります。

(部会員)

これ以上のものは出てこないのではないのでしょうか。

これだけ噛み砕いて分かりやすい条例というものもないのではないのでしょうか。

(庁内検討部会副部長)

市民会議の中でも、分かりやすい条例・親しみを持てる条例づくりを検討してきたんですよね。

(部会長)

市の方でも、体系図の見直しをされているとのことですので、その見直しの結果を見てから判断した方がよいのでしょうか。

(事務局)

市民検討部会においては、平成27年の2月くらいに提言書を出していただくことになります。

このため12月いっぱいくらいまでには、この部会での検討は終えて、皆さんでお話し合いをしていただいたことですか、体系図の修正ですとか中身の修正をして提言書としてまとめていこうとしています。

庁内部会の終息はまだわからない状況ですので、庁内の会議の進捗については随時報告させていただくとして、市民部会としてこの部分に込められた思いなどを作り上げた方がよいと思います。

(部会員)

22年前の書籍なるのですが、真鶴町というところの条例の説明書として「美の基準」というものがあるんです。

内容としては、「建築は場所を尊重し、風景を支配しないようにしなければならない」ですとかそういったものが書かれています。

これはビューポイントに関わるもの、眺めの良いところに建物を建てると風景を阻害してしまいますよということですか分かりやすく書かれているんですよね。

こういったものも参考にさせていただければと思います。

(部会員)

人口規模はどのくらいなんですか

(事務局)

7千500人程度です。

(部会長)

住宅のセットバックとかまで細かく書かれているんですね。

(部会員)

登別のまちづくりを考えるとときにも5年10年という長いスパンで登別がなくならない
うちは続きますからずっと考えていかなければなりませんよね。

(事務局)

この本を20年前に買われたんですか。

(部会員)

22年前に購入したものです。購入したときには条例もついていました。

(部会員)

やはり、まちの景観を作るためには哲学が必要だと思うんですね。

この条例は、これまで見た条例の中ではかなりわかりやすいものとなっています。

条例を作るときには、強い思いが込められていると思うのですが、10年もたつと薄れ
てしまうんですね。

(部会長)

これはすごい内容ですが実現可能なのでしょうか。

かなり厳しい道のりになると思いますが。

(部会員)

皆さん短いスパンで考えられていると思いますが、長いスパンで考えると取り組むべき
ことだと思います。

(事務局)

真鶴町では、リゾートマンション計画が出てきて、そのタイミングで「美の基準」を定
めたようです。

(部会員)

それにしても、そこまでやるのがすごいことだと思います。

(庁内検討部会部会長)

いい意味での規制条例ですね、分類としては。

(部会員)

室蘭の神代町では風力発電ができて大きく景観が変わりましたよね。
そのほかにも風力発電を作るなどの計画があるようですが、景観が心配ですね。
自然エネルギーも大切ですが、景観上の問題はあるのかもしれないね。

(事務局)

真鶴町では町の条例で高さが12メートルを超える建物を規制しているそうです。

(部会員)

建築物に規制がかかっているのですね。

(部会員)

どんなものにも良いところ悪いところはあるものですが、美の基準の考え方の良いところは活用できるのではないのでしょうか。

(部会長)

たとえば、「緑の解説書」といった絵のついた条例案の解説書があっても、子供たちに伝えたりする上ではよいのではないのでしょうか。

(部会員)

学校の道徳の時間などに活用できるのではないのでしょうか。
それには、開発によって生じる影響なども詳しく書くとよいと思いますね。

(部会員)

条例は市民にとって難しい部分もあるので、絵で訴えるなど目に見えるものがあるということは大切だと思いますね。

特に、子供たちにも分かりやすく説明できるものというのは大切ですね。

(庁内検討部会部会長)

条例自体は言葉での表現となってしまうので、以前に自治推進委員会で話し合われた時にも絵で表せないものかという議論はありましたが、法制としては難しいという話になりました。

部会員から提案のあったように条例の解説書を作ることは、十分に検討する余地がありますね。

(部会員)

子供たちになぜ緑が必要なのかということをお教えないといけないと思いますね。

(部会員)

セメント産業で有名な広島県呉市では、サラリーマンが朝にほうきとちり取りを持って、玄関先を掃除してから出勤をするというまちなんですね、数十年も前から。

ですので、セメント工場はあるけれども、まちはきれいで緑も豊富なんですよ。

それは、やはり市民意識なんですよ、市民がついてこない行政だけでは難しいことがありますよね。

ですから、市民の意識を醸成する仕組みというものは大切ですよ。

(部会長)

登別の子供たちは、景観や緑に対する意識が高いよねと言われるようなところまで高めたいですよ。

(部会長)

景観意識の啓発として、子供たちの世代に向けた啓発などが盛り込まれるような内容にした方がよいのでしょうか。

(事務局)

基本計画の体系図をお考えいただくときには、理念だけではなく実行性も必要となりますから、ある程度の具体的に考えることも大切です。

(部会員)

この部分については、市民の意識付けがとても重要で、そして一番難しいことになるのでしょうか。

(事務局)

条例が制定されたときには、それを具現化するための計画を別に作ることにになりますか。

(庁内検討部会副会長)

条例案にもあるように、まずは市民意識の啓発が大事になりますので、市民による緑化に関する推進協議会を設置して取り組みを推進していくこととしていまして、その推進に関する実施計画を定めていこうと考えています。

(部会員)

協議会にしてしまうと、結構重たい雰囲気になってしまってしまうのではないのでしょうか。

私が考えるイメージとしては、市民レベルでの「みどりの会」といいますか、そういったところで推進する方が、市民との距離が近づき、意識啓発にも繋がりやすいのではないのでしょうかね。

そういった会を作った中で、行政とタイアップしていった方がいいのではないかなと思いますね。

(事務局)

提言をいただいた条例案では、推進会議を設置すべきだとの言葉をいただいていますので、これを受けて行政としては設置を検討しているところなんです。

部会員の提案はわかりますが、市民レベルの会を誰が運営していくのかというところが課題となってくるのではないのでしょうか。

(庁内検討部会副部長)

部会員は任意の団体を意識されているのですよね。

(部会員)

任意団体としてのイメージをしているが、行政とのタイアップをどのような形で話し合えるのかという点からすると、難しい面はあるかもしれないけれども推進体制を含めてこういった、団体との関係づくりをしていかなければいけないのではないかなと思うんですよね。

(事務局)

いわゆる行政が仕掛けた組織ではなくて、市民自らが組織を立ち上げて、この条例を体現するようになればいけないということですよ。

市民が条例を推進するために、組織を立ち上げて取り組まれることはよいことだと思いますが、先程来申し上げるように、誰がするのかということなんです。

(部会員)

ですから、まずは景観や緑化への意識を高める取り組みが大切となるわけですよ。

(部会長)

ちなみに、市役所前の沿道は花が植えられていますけれども、この植栽の苗はどのように確保されているのですか。

(庁内検討部会副部長)

市の予算で種苗を購入して、沿道の方に植えていただいています。

(部会員)

幌別駅前の花壇などは、緑の推進員という方たちが、種から苗を育てて、それを植えていますよね。

(部会員)

現在、緑化に関する予算はどのくらいの規模なのですか

(庁内検討部会副部長)

4～500万円程度かと。

先ほどお話のありました種から苗を育てる取り組みについては、緑化推進会議の中で発案をいただいて、試験育苗事業ということで始めたもので、現在は、6つの団体で取り組んでいます。

(部会員)

植えた後の維持管理などはどうなっているのでしょうか。

(部会員)

町内会などの地域の方が管理しています。

(部会員)

春先に植えられるように種苗を育成するには、冬から種をまいて温室を作って管理するなど大変苦労されているんですね。

これはとても立派なことだと思いますよ。

(庁内検討部会副部長)

種の支給やハウスの組み立てなどについて市は支援をしています。

(部会員)

こういった盛り上がりが生まれることで、底辺を広げていくことができると思いますね。

(部会員)

育てた苗を小学生に植えてもらうなどの取り組みもされてはどうでしょうか

(部会員)

一部の地域では行われていますね。

(部会員)

種苗をきっかけにして、緑化に関する教育を進めるなどをするとよいのかもしれないね。

(事務局)

お話の内容が具体化したところになっていきますけれども、基本計画にはそこまで具体的な内容は盛り込めませんので、この条例が施行され登別の景観についてどのようにしていきたいのかということが必要だと思います。

(庁内検討部会副会長)

この条例の施行によって、今ある景観や緑でも素晴らしいものがありますからそれを守っていくこと、そして緑化などを推進して緑を作り出していくこと、そして、こういった士気を高めることで次の世代に引き継いでいくことが、このまちが目指す姿になると思います。

(事務局)

これから新たな景観を見出していくわけではなく、今あるものが素晴らしいものですからこれを未来に残していこうというものです。

(庁内検討部会副会長)

それだけでは足りませんので、増やすということも盛り込んでいます。

そのために景観・みどり保全地区の指定ですとか、素晴らしい景観を作り出していくというところもあります。

(部会員)

例えば、地区ごとに緑化に関する協定を結んでモデル地区にするとか、景観をつくるまちづくりに取り組んで、物質的支援ですとか予算的支援などを進めていく、そうすることで緑のモデルが出来上がって、地域と行政の取り組みを結び付けていくということなどはどうでしょうか

他の地域にも負けない景観や緑を作り出していくことで、まちの魅力を高めることができますよね。

(事務局)

こういったものは行政が言ってやるものではないと思うんですよね。

条例として形にすることは必要なのですが、やはり、地域の方がそのまちの姿に愛情を持っているのでこの景観や緑を残したいですとか精神的なものだと思うんですよ。

それを持っていただけるよう内面的に働きかけていくようなものですので、時間はかかるものなのかなと考えていますが。

(部会員)

登別地区のフンベ山は、すごい山でした。

私が子供のときにはそこでスキーをしたほどの山でしたが、今では採石をしたままの状態となっていますが、地域の防波堤という意味からもとても大切な山だと思うんですよね。

(事務局)

少し話を基本計画の方に戻させていただきますと、体系図で述べている「地域景観の形成」ですとか「地域に根ざした景観形成」をするためには、景観形成を推進していくとか、景観意識の啓発をしていかなければならないという大きく2本を打ち出していますが、以前にもお話ししましたが、景観形成に関する実行計画の策定ということは計画を作ることが目的ではないですので、「景観形成の推進」という言葉にしていこうというふうに庁内で議論をしていました。

この条例の趣旨を踏まえただうえで、会議体を作ったりですとか実行計画を作ったりして推進をしていかなければいけないということで、基本計画に謳い込んでいこうかと。

また、広報紙やインターネットなどで景観に関する取り組みについて情報発信をこまめに行いながら意識の啓発をしていこうという、大きく2点を進めることとしています。

では、本当にこれで十分なのかということをお皆さんにも考えていただくこととなります。

また、景観形成に盛り込む思いがありましたらそれについてお話しいただければと思います。

まずは、行政が案としているものが、これでよいのかというところを考えていただければと思います。

(部会長)

私の個人的な意見を述べさせていただければ、「広報紙、インターネットなどによる景観意識の啓発」と書かれているのですが、こういったところに庁内検討部会副委員長がおっしゃったように、次の世代へと緑を引き継ぐような条例であったので、次世代に引き継ぐために副読本を作って啓発をするとか、市民も条例を理解しやすいような資料を作ることと考えていくということをお盛り込んでほしいと思いますが、皆さんはほかにございますか。

(事務局)

今日、意見交換をしていただいたうえで、基本計画の体系図はこれでよいのかですとか体系図に含まれない思いなどを含めて、次回までに考えてきていただくということではどうでしょうか。

(庁内検討部会部会長)

併せて、景観・緑化条例に関わりがあります第2節の「1. 公園・緑地等の創出と保全」についても、併せて検討していただければと思います。

(事務局)

第2節の「1. 公園・緑地等の創出と保全」については3つに分かれています、大きくどういったことをしようとするものなのかを説明いただけますか。

(庁内検討部会副部会長)

「1. 公園・緑地等の創出と保全」については3つに分かれていまして、一つ目は「公園施設整備の推進」ということで、「市民の憩いの場である公園を安全・安心して利用できるよう既存施設の改築や修繕などを適切に行うなど、施設整備を進めていきます」としてありますが、これは、少子化の時代において新しい公園が必要となることがあるのかということもありまして、既存の公園を更新していくことがよいのではないかと考えたこととで、こういった考えを打ち出しております。

今、社会資本整備ということで老朽化した施設について長寿命化計画を策定して、計画的に更新をしているところですので、この取り組みを継続して取り組んでいくという意味が含まれています。

「2. 民間による公園・緑地の管理運営」については、「指定管理者や町内会など民間団体が維持管理している公園等については、その団体との連携を深め、安全性や快適性を確保するなど、適正管理に努めます。また、その他の公園等についても民間団体の維持管理への参加を促進します」としてありますが、公園は市の施設ですので管理自体は市が行うべきものですが、これを民間の力を借りて協力を得ながら進めていこうという主旨のものです。

また、平成18年度より指定管理者制度を導入しておりまして、市でも3つの大きな公園を指定管理者に管理をしてもらっていまして、民間のノウハウを生かした適正な維持管理が図られておりますので、こういったことを引き続き進めていきたいというものです。

町内会においては、希望する町内会に助成金を交付して公園の草刈りや清掃などの維持管理を協力していただいています。

これは、身近な公園を皆さんで維持管理して大切にさせていただこうという意味もありますので、今後も継続して進めていくべきものと考えています。

次に「3. 緑の保全と緑化の推進」についてですが「公園や緑地、街路樹などの緑の保全に向け、適正な維持管理を行います。また、景観・緑化に関する条例に基づき、みどりづくりを推進するための実施計画を策定し、市民と協働で取り組みます」ということで、公園や緑地、街路樹は適正に維持管理していく必要があることと、景観・緑化に関する条例に基づき実施計画を策定し市民とともに取り組むこととしています。

いずれにしても、緑化の推進については行政だけではなく市民の参加・協力が必要でありますので、こういった項目とさせていただきます。

(事務局)

庁内で検討した中で大きく変わっている部分はありますか。

(庁内検討部会副会長)

「1. 公園・緑地等の創出と保全」については、新しい公園の整備はほとんど必要ないのではと考えておりましたが、地域によっては公園が足りないところもございますので、地域バランスやニーズなどを考慮しながら新設を検討する必要があるということで若干の修正しております。

「2. 民間による公園・緑地の管理運営」については、ほぼ変わりはありません。

「3. 緑の保全と緑化の推進」については、「条例に基づき…」という文言を修正しています。

(事務局)

これは、景観とみどりの条例の施行による影響を受けるものですか。

(部会員)

ところで、「緑のマスタープラン」は、今はどうなっていますか。

(庁内検討部会副会長)

昔は「緑のマスタープラン」といわれていたものは、現在「緑の基本計画」というものになっていて、平成15年に策定しています。

「緑のマスタープラン」はいわゆる公園の配置計画のようなものですが、これにソフトの部分も加えたうえで「緑の基本計画」としています。

(部会員)

市内の公園の配置について、こういった種類の公園が不足しているとか、そういったことも踏まえて、市民1人当たりの公園緑地面積がどのようなものになっているのかわかりますでしょうか。

(事務局)

景観と緑の条例においては、公園もその中に含まれるんですね。

(部会長)

ということで、いろいろなお話が出ましたが、部会の方では主要な施策、主要な施策の考え方というところの、再来年からの向こう10年間の計画というところで、こここのところの過不足がないかですとか、施策の考え方に加えるものはないのかですとか、そういったことを考えてきていただくこととなります。

次回の部会については、コンパクトシティに関する勉強会となりますので、その次の時までに、内容について委員の皆さんで考えていただいてご提案いただきながら、何か一つの形としてまとめていければというふうに思っていますので、よろしくおねがいします。

(部会長)

ということで、次回は9月16日にコンパクトシティに関する勉強会、その後の部会については、10月6日(月)といたします。

以上で、本日の部会を終わります。お疲れ様でした。